

# 解析条件の検討

# 解析条件

## ○重複該当者:

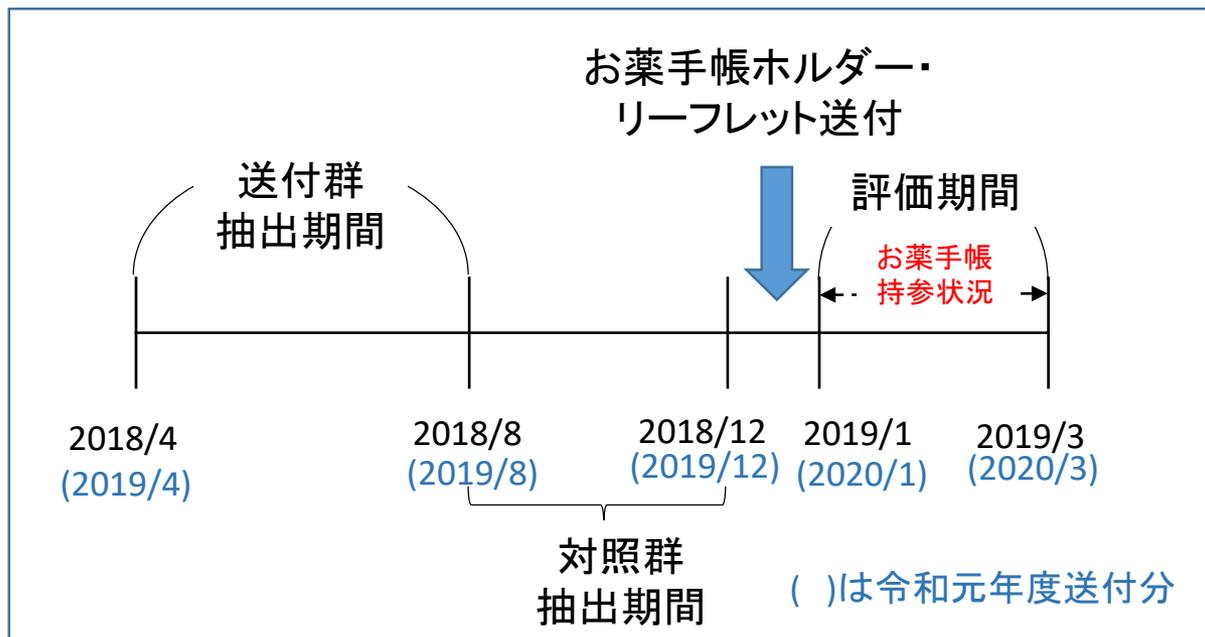
後期高齢者医療広域連合被保険者のうち複数の医療機関から、一月に30日以上同一の医薬品(成分)の処方を受けている者

## ○送付対象者:

後期高齢者医療広域連合被保険者のうち、2018年(2019年)4月から7月までの間に、複数の医療機関から、一月に30日以上同一の医薬品(成分)の処方を受けている者で、お薬手帳ホルダーを配布した者

## ○対照群:

後期高齢者医療広域連合被保険者のうち、2018年(2019年)8月から11月までの間に、複数の医療機関から、一月に30日以上同一の医薬品(成分)の処方を受けている者



# 重複投薬の事例①

対象月	4月	5月	6月	7月
X病院 (整形外科)	A鎮痛薬 14日分	A鎮痛薬 14日分	A鎮痛薬 14日分	
Y診療所 (内科)	A解熱薬 5日分			A解熱薬 5日分
Z診療所 (歯科)	B鎮痛薬 3日分		B鎮痛熱 4日分	

- 1か月に3つの医療機関を受診し、同じ期間にAとB内服薬(同一成分)を処方されている。
- 1月に30日以上、同一成分の医薬品の処方には該当しない。(30日未満)



複数の医療機関から、同一成分の医薬品が処方されており、処方適正化の対象。しかし、1月に30日未満なので、抽出できていない。

## 重複投薬の事例②

対象月	4月	5月	6月	7月
X病院	A内服薬 30日分		A内服薬 30日分	A内服薬 30日分
Y診療所		A内服薬 5日分		

- 定期的にX病院を受診し、A内服薬を処方されている。
- X病院を受診できなかったため、近くのY診療所でA内服薬を処方してもらった。
- その後、X病院で処方を受けた。



○慢性疾患等で、症状が安定している患者が、長期処方（30日等）を受けている場合、1か月では該当者を拾いにくい。

○長期処方に、1回だけの重複だと、重複投薬とは言えない場合がある。

# 重複投薬の事例③

対象月	4月	5月	6月
X病院	薬A 14日分		薬A 7日分
Y診療所	薬A 4日分	薬A 4日分	薬A 4日分
Z診療所	薬B 7日分		薬B 7日分

※AとBは、同一成分の医薬品

(新たな抽出条件)

複数の医療機関から、連続した3か月に2回以上、1か月の同じ期間に同一成分の医薬品の処方を受けている者。その他の除外条件は同じ。

# (参考)適正服薬推進に関する取組事例

## 【参考①経済財政運営と改革の基本方針2015(平成28年度)】

重複・頻回受診者、重複投薬者等への保健師、薬剤師等による訪問指導

### ●対象者の選定基準(例)

重複投薬・・・**3か月連続して、1か月に同一薬剤または同様の効能・効果を持つ薬剤**を複数の医療機関から処方

## 【参考②佐賀市国民健康保険事業】

レセプトデータから該当者を抽出・分析し、重複服薬の通知を行い、適正な受診や処方を促す。

### ●対象者の選定基準

重複投薬・・・**3か月に2回以上、1か月の間に同一の薬効の医薬品**が複数の医療機関で処方

### ●結果

H30年6月～8月レセプト分析(対象290人)、効果測定平成31年1月～3月

⇒ 重複服薬者 69%減

# 今回の解析条件

## ○重複該当者:

後期高齢者医療広域連合被保険者のうち、2018年(2019年)4月～7月までの間に、複数の医療機関から、**連続した3か月に2回以上、1か月の同じ期間に同一成分の医薬品の処方を受けている者**

上記条件に該当する者のうち、

## ○送付群:

2018年(2019年)12月にお薬手帳ホルダーを配布した者

( )はR1年度送付

## ○対照群:

2018年(2019年)12月にお薬手帳ホルダーを配布していない者

